

保福第224号  
令和7年8月8日

各医療機関管理者 殿

鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課長

### 地域医療勤務環境改善体制整備事業に係る令和8年度活用要望調査について

本県医療行政の推進につきましては、かねてから御協力いただき感謝申し上げます。  
標記につきまして、来年度補助活用の要望調査を実施いたします。活用を希望される医療機関におかれましては、下記により御提出いただきますようお願ひいたします。

#### 記

##### 1 事業概要

医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に要するICT等機器、改善支援アドバイス費用、短時間勤務要員の確保経費等の助成

##### 2 対象事業、対象経費等

事業概要（別紙1）を参照

##### 3 提出内容

###### （1）提出書類

- ・要望調査票（別紙2様式）
  - ・交付要件該当チェックシート（別紙3様式）
- ※・令和8年4月1日～令和9年3月31日までに事業完了する医療機関を対象  
・令和8年度予算要求及び厚生労働省からの要望調査へ向けた算定基礎資料とするものであり、補助を確約するものではありません。

###### （2）提出方法

下記宛先まで電子メールにて送付

メール件名：地域医療勤務環境改善体制整備事業要望調査（令和8年度分）と表記

###### （3）提出期限

令和7年9月17日（水）

※ 要望書の提出手続等につきましては、県ホームページに掲載しております。

【県ホームページアドレス】

[https://www.pref.kagoshima.jp/ae01/hohuku/reiwa8katuyoukibou.html](https://www.pref.kagoshima.jp/ae01/hohoku/reiwa8katuyoukibou.html)

ホーム > 健康・福祉 > 健康・医療 > 医師・医療機関 > 医務 > 地域医療勤務環境改善体制整備事業 令和8年度活用要望調査について

#### 【問合せ先】

担当：下青木

電話：099-286-2707

E-mail：imushika@pref.kagoshima.lg.jp

## 地域医療勤務環境改善体制整備事業(事業概要)

### 1 補助対象事業

医師の労働時間短縮に向けた取組として、医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画（以下「計画」という。）」に基づく取組を総合的に実施する事業

（取組例）

- ・勤務間インターバルや連続勤務時間制限の適切な設定
- ・当直明けの勤務負担の緩和
- ・複数主治医制の導入
- ・女性医師等に対する短時間勤務等、多様で柔軟な働き方の推進
- ・タスク・シフティング、タスク・シェアリングの推進 等

※ 上記の総合的な取組に係る経費をパッケージとして補助

### 2 補助対象経費

計画策定以降における総合的な取組に要する令和8年度中の経費

（経費例）

#### (1) 資産形成経費

ICT等費用（電子カルテ、勤怠管理システム等）等

#### (2) その他経費（人件費、アドバイス経費等）

改善支援アドバイス費用、短時間勤務要員の確保経費 等

※ 人件費については、新規雇用のみ対象。（同一人の次年度補助：対象外）

### 3 対象医療機関

以下の(1)～(4)のいずれかに該当し、交付要件を満たすもの。（ただし、診療報酬において令和2年度改定で新設された地域医療体制確保加算を取得している場合は対象としない。）

- (1) 救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間1,000件以上2,000件未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
- (2) 救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間1,000件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関
  - ア 夜間・休日・時間外入院件数が、年間で500件以上であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
  - イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関
- (3) 地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関
  - ア 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合
  - イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5疾病6事業で重要な医療を提供している場合
- (4) その他の在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

※ (1)及び(2)の救急医療に係る実績は、令和7年4月から令和8年3月までの1年間における実績見込とする。

#### 4 交付要件

- 次の(1)～(4)のいずれをも満たすこと。
- (1) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。
- (2) 年の時間外・休日労働が960時間を超える又は超えるおそれがある医師を雇用している医療機関で、36協定において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が720時間を超えていること。  
※ 「年の時間外・休日労働が960時間を超えるおそれがある医師を雇用している医療機関」は、「年の時間外・休日労働が720時間を超え、960時間以下の医師を雇用している医療機関」をいう。
- (3) 医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること。その上で、特定労務管理対象機関においては、G-MISに登録すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。
- (4) 「医師労働時間短縮計画」に基づく取組事項を当該医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。